

# 防火地域及び準防火地域とは

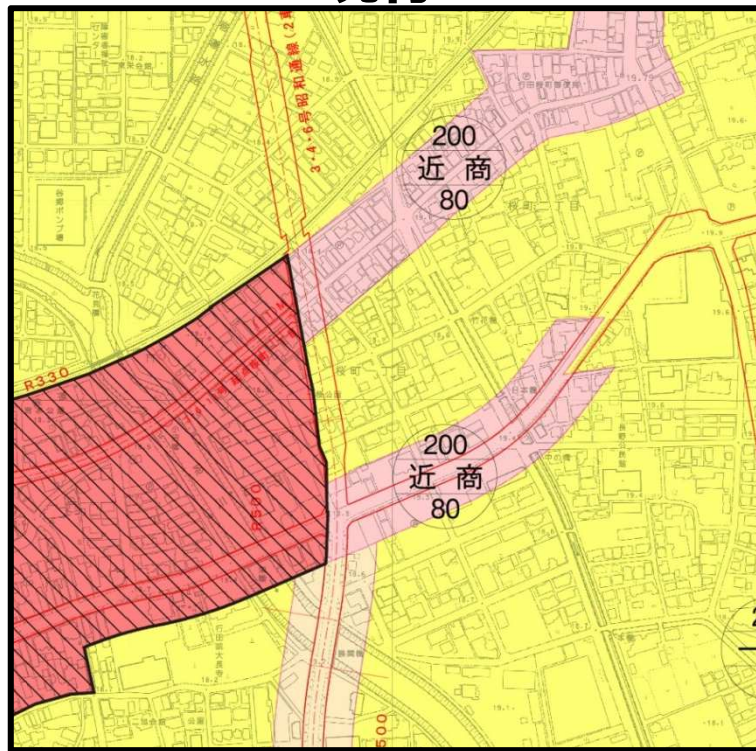
- 本市では、建物が密集している市街地において火災が発生した場合、大きな被害を受けるおそれがあることから、都市防火を図るため「**準防火地域**」が指定されています。
- 建物を建てる場所が準防火地域に指定されていると、建物の外壁、軒裏等は一定の防火性能を有する必要があります。

# 防火地域及び準防火地域の変更（桜町地区）

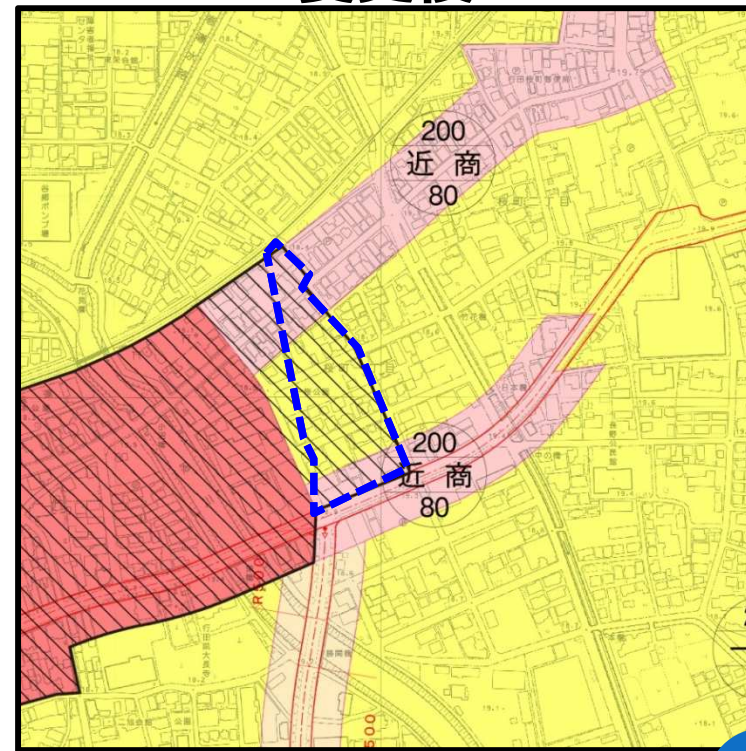
## 3・4・6号 昭和通線が廃止されると、一部準防火地域が変わります

今回の用途地域の変更に伴い、商業地域のほか、第一種住居地域及び近隣商業地域にも準防火地域を指定します（青破線の地区）。

《《現行》》



《《変更後》》 ※参考資料2-5参照



準 防 火 地 域